

令和3年 12月 1日 開会

令和3年 12月 1日 閉会

令和3年（2021年）第6回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和3年（2021年）第6回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和3年12月1日（水曜日）

令和3年（2021年）第6回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和3年12月1日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

14番 東 清剛

令和3年第6回紀北町議会臨時会議事日程 令和3年12月1日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	発議第5号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙
第 5	発議第6号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第 6	議長辞職の許可
追加日程 第 1	発議第7号 議長の選挙
追加日程 第 2	副議長辞職の許可
追加日程 第 3	発議第8号 副議長の選挙
追加日程 第 4	発議第9号 常任委員会委員の選任について
追加日程 第 5	発議第10号 議会運営委員会委員の選任について
追加日程 第 6	発議第11号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
追加日程 第 7	発議第12号 紀北広域連合議会議員の選挙
追加日程 第 8	発議第13号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
追加日程 第 9	発議第14号 東紀州環境施設組合議会議員の選挙
追加日程 第 10	議案第66号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程 第 11	閉会中の継続調査申出書
	閉 会

令和3年(2021年)第6回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和3年12月1日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年12月1日(水)

出席議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

14番 東 清剛

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
企画課長	玉本 真也	海山総合支所長	森岡 純司
教育長	中井 克佳		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	直江 和哉
書記	久保 有謙	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
----	------	----	------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第6回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台や傍聴席等への飛沫の対策、休憩時の換気を行いますので、ご了承ください。

また、くれぐれも携帯電話を議場内へ持ち込まないよう確認をお願いいたします。傍聴席もご同様でございますので、ご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、14番、東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

なお、本日の臨時会においては、行政番組「まちの話題」の収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

4番 岡村哲雄君

5番 大西瑞香君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る11月24日、議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、本臨時会において付議された事件は、発議案 2 件及び議長辞職の許可と人事案件 1 件であります。まず、発議案 2 件の選挙が行われた後、議長の辞職の許可が諮られます。辞職の許可が認められたら直ちに議長選挙が行われるため、議長の選挙の議案が追加され、その後、新たに就任された議長に対して副議長の辞職願が提出されることになっております。

なお、副議長の辞職の許可のほか、議会の組織構成に関する議案が追加される予定でありますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計、令和 3 年度10月分について同条 3 項の規定により、監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員の控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めたところ、尾上壽一町長をはじめ中場幹副町長、中井克佳教育長、関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本攻議長

それでは議事に入ります。

日程第4 発議第5号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙を議題といたします。
本件については、12月1日に委員並びに補充員が任期満了となることから、去る11月8日付で選挙管理委員長から選挙の依頼の通知を受けております。

それでは、議会事務局長に議案を朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、発議案書の1ページをお願いいたします。

発議第5号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

選挙管理委員、4人、任期は令和3年12月2日から4年間

同補充員、4人、任期は令和3年12月2日から4年間

令和3年12月1日提出

紀北町議会議長 瀧本 攻

以上でございます。

瀧本攻議長

本件につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において

選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りいたします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、まず選挙管理委員、別紙名簿のとおり、谷口房夫君、藤原規美子君、畑内義規君、倉崎路易子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、谷口房夫君、藤原規美子君、畑内義規君、倉崎路易子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書をもって告知を行うことといたします。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位に中村高則君、第2順位に堀秀俊君、第3順位に濱田紀子君、第4順位に谷千波君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した選挙管理委員補充員の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました第1順位、中村高則君、第2順位、堀秀俊君、第3順位、濱田紀子君、第4順位、谷千波君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員につきましては、当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書をもって告知を行うことといたします。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 発議第6号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件については、規約において、議員が関係市町の長、副市町長または議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うことになっていることから、これまで後期高齢者医療広域連合議会議員でありました尾上壽一氏が任期終了と同時に失職したため、現在は欠員となっております。

10月15日付で三重県後期高齢者医療広域連合の連合長から選挙の依頼の通知を受けております。それでは、議会事務局長に議案を朗読させます。

上野事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、発議案書の3ページをお願いいたします。

発議第6号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を求める。

記

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員、1人

令和3年12月1日提出

紀北町議会議員 瀧本 攻

以上でございます。

瀧本攻議長

本件につきましても、地方自治法第291条の5の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りいたします。

選挙方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、尾上壽一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました尾上壽一君を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、尾上壽一君が三重県後期高齢者医療広域連合

議会議員に当選されました。

ただいま当選されました尾上壽一君が議場におられますので、会議規則第33条の第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

今、尾上壽一君から礼をされたことに意思表示と受け止め、承諾されたとみなします。よろしくお願ひいたします。

日程にもありますように、本会議における私の職務は終わりました。

ここで副議長と交代いたします。

樋口泰生副議長、よろしくお願ひいたします。

瀧本攻議長

暫時休憩といたします。

(午前 9時 45分)

樋口泰生副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 46分)

樋口泰生副議長

ただいま議長より交代の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。

議長、瀧本攻君から議長の辞職願が提出されています。

日程第 6

樋口泰生副議長

日程第 6 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、瀧本攻君の退場を求めます。

(瀧本攻議員：退場)

樋口泰生副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、辞職の許可を朗読させていただきます。

議長辞職の許可

瀧本攻君から、一身上の都合により議長の職を辞したい旨の申出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年12月 1 日

紀北町議会副議長 樋口泰生

次のページをお願いいたします。

令和 3 年11月 9 日

紀北町議会副議長 樋口泰生様

紀北町議会議長 瀧本 攻

辞職願

このたび、一身上の都合により、令和 3 年11月30日をもって議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

樋口泰生副議長

瀧本攻君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

異議なしと認めます。

したがって、瀧本攻君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

瀧本攻君の除斥を解きます。

しばらくお待ちください、ちょっと所用のため時間がかかっておるようでございます。

(瀧本攻議員：着席)

樋口泰生副議長

瀧本議員、戻られましたので、瀧本攻君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いいたします。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

改めて、皆さんおはようございます。

昨年の12月1日から議長をさせていただいて、皆さんの協力の下、いろいろと勉強もいたしましたし、また、不手際があったことも多々あったと思います。

最近、私、三重県には15町ありまして、その中に議長が、川越町の議長が議長会の長です。私と大台町の議長と度会町の議長が副議長で、この前、11月25日に全国議長会へコロナ禍の中ではありましたが、4人で行ってまいりました。そこで片山さんという方、鳥取県の知事をした、自治大臣もされた方が後で講演されました。彼の言った言葉をちょっと一言、ご存じの方もいるかと思いますが、憲法第93条をいま一度読んで議会運営に当たっていただく、そこには地方自治体では、議会をつくることができると謳っております。選挙については二元代表でございます。そして、その議事について、議事を決定するのは議員でございますので、議員の皆さん、しっかりと執行部に提案された案件について、決定権は議員にありますので、その辺を十二分に理解して、議員活動を続けていただきたいというふうにおっしゃりました。

私は、はっと思つて、帰ってきて六法全書を読みました。そういうことが、これからも私は議会の活性化につながっていくんじゃないかというふうに感じたので、ちょっと今、退任に当たって述べさせていただきました。

1年間本当にありがとうございました。

樋口泰生副議長

議長の職務、どうもご苦労さまでございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・追加議案配付)

樋口泰生副議長

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

追加日程第1

樋口泰生副議長

ないようですので、追加日程第1 発議第7号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

樋口泰生副議長

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に16番 中津畑正量君、15番 平野隆久君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。よろしく申し上げます。

(投票用紙配付)

樋口泰生副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

樋口泰生副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号2番の田島明良君から順番に投票をお願いします。

それでは、よろしく申し上げます。

(投票)

樋口泰生副議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

続いて、開票を行います。

中津畑正量君、平野隆久君、ご両名、開票の立会いをお願いします。

(開票)

樋口泰生副議長

立会人のお二人、ご苦労さまでございました。

(立会人：着席)

樋口泰生副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

うち有効投票 14票

有効投票のうち、発表申し上げます。

入江康仁君 7票

近澤チヅル君 3票

瀧本攻君 2票

平野隆久君 1票

奥村仁君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、入江康仁君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

樋口泰生副議長

ただいま議長に当選された入江康仁君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、議長受託につきご挨拶をお願いします。

入江康仁君。

入江康仁議長

皆さん、改めておはようございます。

今回の議長選挙におきまして、心の一票を投じていただいた議員の方々のおかげで議長に就任することができました入江康仁でございます。私は、その心の一票を投じていただいた議員の皆様に応えるためにも、議長という重責を全うできるよう頑張っていきたいと思っております。

開かれた議会、また、紀北町民の皆様に分かりやすい議会を念頭に議会運営を行っていきたいと思っておりますので、議員各位の皆様にはご指導とご鞭撻とご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

樋口泰生副議長

以上をもって、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

樋口泰生副議長

議長交代のため、10時25分まで休憩します。

(午前 10時 06分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 25分)

入江康仁議長

ただいま休憩中に、樋口泰生君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2

入江康仁議長

追加日程第2 副議長の辞職の許可を議題といたします。

本件につきましても、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、樋口泰生君の退場を求めます。

(樋口泰生議員：退場)

入江康仁議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

上野隆志議会議務局長。

上野隆志議会議務局長

それでは、朗読させていただきます。

副議長辞職の許可。

樋口泰生君から、一身上の都合により副議長の職を辞したい旨の申出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日

紀北町議会議長 入江康仁

次のページをお願いします。

令和3年12月1日

紀北町議会議長 入江康仁様

紀北町議会副議長 樋口泰生

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

入江康仁議長

お諮りします。

樋口泰生君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、樋口泰生君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

樋口泰生君の除斥を解きます。

(樋口泰生議員：着席)

入江康仁議長

樋口泰生君、ただいま副議長の辞職が許可されました。

ここで副議長退任の挨拶をお願いいたします。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

ご挨拶申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の災いの中、1年を終えようとしております。おかげさまで感染症による議場での直接的な影響は、議員の皆様のご協力と事務局の努力によりございませんでした。しかしながら、管外視察については残念ながら開催できず、議員活動に少なからず影響を与えたのではないのでしょうか。にもかかわらず、議員各位の自制とご理解の下、スムーズな運営ができたことに、感謝申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

入江康仁議長

副議長の職務、どうもご苦労さまでございました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに副議長の選挙を行いたいと思えます。

なお、委員会条例第1条の規定による常任委員会委員の選任も併せて日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付します。

配付をお願いします。

(追加議事日程・追加議案配付)

入江康仁議長

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

追加日程第3

入江康仁議長

それでは、追加日程第3 発議第8号 副議長の選挙を行います。

本件も地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項の規定により、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

入江康仁議長

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番 家崎仁行君、11番 近澤チヅル君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

（投票用紙配付）

入江康仁議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

入江康仁議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号2番の田島明良君から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

入江康仁議長

投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

13番 家崎仁行君、11番 近澤チヅル君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

入江康仁議長

どうも立会人の方、ご苦労さまでございました。

(立会人：着席)

入江康仁議長

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

うち有効投票 13票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、

大西瑞香君 8票

近澤チヅル君 3票

岡村哲雄君 2票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、大西瑞香君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

入江康仁議長

ただいま副議長に当選されました大西瑞香君が議場におられますので、会議規則第33条第

2項の規定により、副議長の当選人になったことを告知いたします。

それでは、副議長受託につき、ご挨拶をお願いいたします。

大西瑞香君。

大西瑞香副議長

就任のご挨拶をさせていただきます。

このたび、皆様のご信任を賜り、副議長に就任をさせていただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

実績ある議長の元で、健全かつ円滑な議会運営に努めてまいります。また、より活発な議会を目指し、尽力してまいります。町民の皆様が暮らしやすい町づくりのため、その職責を誠心誠意全うしていく所存でございます。

最後になりましたが、尾上町長はじめ執行部の皆様におきましても、1年間よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

それでは、会議録署名議員が副議長になった場合は、署名議員の追加を行う、ここで、会議録署名議員を追加したいと思います。

7番 奥村仁君

を指名いたします。

それでは、副議長、よろしくまたお願いいたします。

すみません、ここで署名議員の追加の訂正をいたします。

先ほど、7番、奥村仁君と指名いたしました。6番、原隆伸君に訂正をお願いいたします。訂正いたします。

よろしく、原議員、よろしくお願い致します。

追加日程第4

入江康仁議長

次に、追加日程第4 発議第9号 常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。

お諮りします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり、総務産業常任委員会委員に、田島明良君、大西瑞香君、原隆伸君、奥村仁君、太田哲生君、瀧本攻君、中津畑正量君、私、入江康仁の8名でございます。

教育民生常任委員会委員に、柴田洋巳君、岡村哲雄君、樋口泰生君、近澤チヅル君、家崎仁行君、東清剛君、平野隆久君の7名でございます。

以上のとおり指名いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員については、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、直ちに各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

入江康仁議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで、午後1時まで休憩といたします。

(午前 10時 46分)

入江康仁議長

それでは、皆様、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

また、全員協議会の開催のため、また、暫時休憩に入らせていただきます。

(午前 1時 00分)

入江康仁議長

それでは、皆様、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 10分)

入江康仁議長

まず、各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務産業常任委員長に奥村仁君、同じく副委員長に田島明良君、教育民生常任委員長に岡村哲雄君、同じく副委員長に樋口泰生君、以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づく一部事務組合等議会議員の選挙などが必要であることから、ただいまお手元に配付しました追加議事日程第1号の4のとおり、これを日程に追加し、追加日程第5から第10として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第5ほか5件については日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5

入江康仁議長

追加日程第5 発議第10号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。

それでは、指名いたします。

議会運営委員について、議会委員会条例第8条第4項の規定により、岡村哲雄君、奥村仁君、樋口泰生君、太田哲生君、近澤チヅル君、家崎仁行君、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定しました。

入江康仁議長

ここで委員長の互選を行うため、2時20分まで休憩といたします。

(午後 2時 12分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 20分)

入江康仁議長

それでは、正副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員会委員長に家崎仁行君、同じく副委員長に近澤チヅル君、以上のとおり決定しました。

お諮りします。

追加日程第6 発議第11号から追加日程第9 発議第14号までの4件については、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程6から追加日程9までの4件については、一括議題とすることに決定しました。

追加日程第6～追加日程第9

入江康仁議長

追加日程第6 発議第11号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 発議第12号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第13号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第14号 東紀州環境施設組合議会議員の選挙の4件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、奥村仁君、瀧本攻君、家崎仁行君、私、入江康仁の4名で
ございます。

紀北広域連合議会議員に、柴田洋巳君、岡村哲雄君、奥村仁君、太田哲生君、近澤チヅル
君、私、入江康仁の6人でございます。

荷坂やすらぎ苑組合議員に、田島明良君、岡村哲雄君、樋口泰生君、近澤チヅル君、中津
畑正量君の5人をそれぞれ指名いたします。

東紀州環境施設組合議会議員に、岡村哲雄君、私、入江康仁の2人をそれぞれ指名いたし
ます。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した被選挙人をそれぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合等議会議員に当選されま
した。

当選人が議場におられます。本席から会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組
合等議会議員の当選人となったことを告知いたします。

追加日程第10

入江康仁議長

次に、追加日程第10 議案第66号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについ
て議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、平野隆久君の退場を求めます。

(平野隆久議員：退場)

入江康仁議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第66号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議員のうちから選任する監査委員が令和3年11月30日をもって退職されたことに伴い、新たに議長からご推薦をいただきました平野隆久氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上が本日提案いたしました人事案件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第10 議案第66号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

平野隆久君の除斥を解きます。

(平野隆久議員：着席)

入江康仁議長

平野隆久君、ただいま監査委員の選任についての同意がされました。

監査委員就任の挨拶をお願いいたします。

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

ただいま議員の皆さま方の推薦を受けまして、本会議にてご承認をいただきました平野隆久です。

私も今回、監査委員2回目でありまして、今回、前の経験を生かしながら代表監査とともに、公平公正な適正な監査に努めてまいりたいと思っております。どうぞ、皆さん、よろしくをお願いします。本日はありがとうございます。

以上です。

入江康仁議長

ありがとうございました。

入江康仁議長

この場で閉会中の継続調査申出書の配付のため、暫時休憩いたします。

この場でお待ちください。

(午後 2時 28分)

入江康仁議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 29分)

入江康仁議長

各常任委員長並びに議会運営委員長などから閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第11

入江康仁議長

追加日程第11 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長から、別紙のとおり令和4年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

入江康仁議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上壽一町長から挨拶の申出がありますので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日まで議会運営につき多大なご尽力をいただきました瀧本攻前議長、樋口泰生前副議長におかれましては、1年間にわたりいろいろとご指導賜りましたことを衷心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日新たに就任されました入江康仁議長、大西瑞香副議長をはじめ、新たに常任委員会ほか各委員等に選任されました議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、紀北町職員一丸となり、町民の皆様とともに様々な重要課題に力を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますので、これまで以上に議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本日の臨時会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

それでは、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位のご協力を賜り、新たなる紀北町議会としての組織の議決をいただき、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会については、この後、議会運営委員会を開催していただくこととなりますが、よろしく願いいたします。また、各常任委員会におかれましても、積極的な委員会活動を

期待いたしております。私といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすため、最善の努力を尽くしてまいりたいと決意する次第であります。

執行部の皆様におかれましても、より一層のご協力をお願いし、閉会に当たっての挨拶といたします。

それでは、これで令和3年度第6回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時 33分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 1月 19日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会副議長 樋口泰生

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸